

平成30年度 玉東町子どものための教育・保育利用者負担額(保育料)

教育認定(1号)利用者負担について

各月初日の入所児童(年度初日の前日の年齢による)の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額)
階層区分	定義	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円
2	市町村民税非課税世帯	3,000
3	市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額77,100円以下	10,000
4	市町村民税所得割課税額211,200円以下	16,000
5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	21,000

○多子世帯の軽減について

年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

○幼児教育の段階的無償化について

市町村民税所得割課税額77,100円以下(第2階層から第4階層)の世帯は年齢制限がなくなり、生計を同一にする子どもであれば多子世帯の軽減対象となります。同居、別居は問いません。

○ひとり親等の軽減について

ひとり親等世帯(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯などのこと、※詳しくは保健介護課へ問い合わせください)について、第2階層の場合は無料となります。また、市町村民税所得割課税額77,100円以下(第3階層から第4階層)の世帯は、第1子の徴収金基準額が3,000円に軽減されます。

○一般世帯で第2階層に属する世帯の第2子も無料となります。

保育認定(2号・3号)利用者負担について

各月初日の入所児童(年度初日の前日の年齢による)の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時	短時間
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	5,000	5,000	4,000	4,000
3-1	市町村民税均等割りの額のみ	11,000	10,800	8,000	7,900
3-2	市町村民税所得割48,600円未満	14,000	13,800	11,000	10,800
4-1	市町村民税所得割65,000円未満	19,000	18,700	16,000	15,700
4-2	市町村民税所得割81,000円未満	20,000	19,700	18,000	17,700
4-3	市町村民税所得割97,000円未満	23,000	22,600	21,000	20,600
5-1	市町村民税所得割133,000円未満	32,000	31,500	26,000	25,600
5-2	市町村民税所得割169,000円未満	35,000	34,400	27,000	26,500
6-1	市町村民税所得割235,000円未満	36,000	35,400	28,000	27,500
6-2	市町村民税所得割301,000円未満	38,000	37,400	30,000	29,500
7-1	市町村民税所得割349,000円未満	40,000	39,300	32,000	31,500
7-2	市町村民税所得割397,000円未満	42,000	41,300	34,000	33,400
8	市町村民税所得割397,000円以上	45,000	44,200	36,000	35,400

○多子世帯の軽減について

小学校就学前までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

○幼児教育の段階的無償化について

市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯は年齢制限がなくなり、生計を同一にする子どもであれば多子世帯の軽減対象となります。また、同居、別居は問いません。

○熊本県・玉東町多子世帯子育て支援について

上記の多子世帯の軽減及び段階的無償化に当てはまらない世帯でも、18歳までの子どもが3人以上いる場合、第3子以降の3歳未満児は熊本県と玉東町の支援事業により無料、3歳以上児は、玉東町独自の支援事業で無料になります。

○ひとり親等の軽減について

ひとり親等世帯(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯などのこと、※詳しくは保健介護課へ問い合わせください)について、第2階層の場合は無料となります。また、町村民税所得割課税額77,100円以下(第3階層から第7階層の一部)の世帯は、第1子の徴収金基準額が3歳未満児9,000円、3歳以上児6,000円に軽減されます。

○一般世帯で第2階層に属する世帯の第2子も無料となります。

利用者負担の基礎となる市町村民税について

！毎年9月が利用者負担(保育料)の切り替え時期となります。

○4月～8月の利用者負担＝前年度の市町村民税に基づく利用者負担額

○9月～3月＝当年度の市町村民税に基づく利用者負担額

問い合わせ先 玉東町役場 保健介護課 85-6557